

令和2年5月1日

宇美町立小中学校の保護者の皆様

宇美町教育委員会

公共の場での運動の実施における留意点と交通・水難事故の防止について

現在、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業を行っており、学校の教育活動の中での運動ができない状況です。

しかしながら、このような状況にあっても、児童生徒等の健康・体力の保持増進のために運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）は必要であり、本期間中もそれらを妨げるものではありません。

一方で、町民の皆様から「公園や学校の運動場で子どもたちが大人数で運動しているので感染拡大が心配」等の声が寄せられています。

については、児童生徒等が公共の場において運動を実施する際には、下記の点に留意するよう各家庭でもお子さまにお声かけください。

- 密集・密閉・密接がない安全な状況下で行うこと。
- 使用場所のルールやマナーを守るとともに、咳エチケットや他の利用者との距離を保つなどの配慮をすること。
- 運動をした後は手洗いうがいをすること。
- 臨時休業期間中に体力が低下していることを鑑み、無理のない、適度な運動を心がけるようにすること。

また、暖かくなり始める5月は月別で見ると交通事故が多い傾向にあります。水難事故についても同様に心配な時期が近づいてきました。感染症拡大防止のために不要不急の外出は控えるという、臨時休業の趣旨を今一度確かめるとともに、尊い命が失われることのないよう、交通事故及び水難事故の防止のために以下の点について、お子さまとご家庭で話し合われてください。

- 道路の歩行や自転車の運転の際は、交通ルールを守ること。
- 川や池等の危険な場所での遊びは絶対に行わないこと。